

1-⑧ 提出方法

オンライン申請をする場合（原則）

- スマートフォンやパソコン等から時間・場所を問わず申込みが可能です。
- フォームに沿って入力していただけないので、入力漏れや申請不備を防げます。
- 申込み後の申請内容や受付状況を確認できます。

オンライン申請▶



練馬区ホームページから「入園 オンライン」で検索もできます。

STEP 1 オンラインフォーム（LoGo フォーム）への入力（目安：15分程度）

『教育・保育給付認定申請書兼保育園等利用申込書』①～④に対応したフォームです。
注 育児休業中で不承諾を希望する期間がある方の申込みは、『育児休業延長許可の申出書』にも対応しています。

STEP 2 書類のアップロード

紙の書類を撮影した画像データもしくは会社等から発行された電子データを添付できます。

STEP 3 送信完了メールに記載された受付番号を利用し、マイナンバーを提出

- ・ 申込書⑤「マイナンバー記入用紙」に対応した内容を、電子申請「ぴったりサービス」（令和8年10月27日以降は「マイナポータル」）から提出できます。
- ・ STEP 1、STEP 2により入園申請が送信完了していれば、申込書⑤「マイナンバー記入用紙」が未提出であっても、入園申請は有効です。後日でも構いませんのでご提出をお願いします。
- ・ 「ぴったりサービス」（令和8年10月27日以降は「マイナポータル」）からのマイナンバーの提出に必要な持ち物や、手続き方法の詳細については、上の二次元コードから「マイナンバーの提出方法について」をご確認ください。オンラインでの提出が難しい場合は、申込書⑤のみ窓口や郵送での提出をお願いします。

オンライン申請（LoGo フォーム）の申請状況を確認したい場合

送信完了メールに記載の URL から「申請状況」をご確認いただけます。「受付済」となっていれば、正常に到着しています。申請を行ったのにも関わらず送信完了メールが届かない場合等は、保育課入園相談係までご連絡ください。

不備不足があった場合

申請内容に不備不足があった場合は、保育課入園相談係よりお電話させていただきます。留守番電話の設定と折り返しのご連絡にご協力ください。ただし、締切日間に申請があった場合は、ご連絡が遅れる場合があります。締切日翌日以降に届いた書類は、次の利用調整から反映になります。

申請内容を変更したい、書類を追加で提出したい場合

「申込内容変更・書類追加提出フォーム」より申請してください（入園申請用フォームとは異なります）。必要に応じて変更後の書類（就労証明書等）をアップロードし、ご提出ください。ただし、申込書⑤「マイナンバー記入用紙」は「申込内容変更・書類追加提出フォーム」から提出することができません。

○ オンライン申請をする場合の注意点

- ・ 締切日必着（P.10 参照）です。原則、各入園月の申込締切日の 17 時 15 分までに保育課入園相談係に到達したものが有効となります。時間には余裕をもってお申込みください。
- ・ 回線トラブル等で締切時間までに到達しなかった場合、翌月の利用調整から対象となります。
- ・ 回答フォームは 24 時間を経過するとタイムアウトされますので、適宜一時保存を行ってください。
- ・ 練馬区外からの申込みで、練馬区に転入予定のない方は、オンライン申請はできません。お住まいの自治体を通しての申込みとなります（P.23 参照）。
- ・ 児童を 3 人以上同時に申込みされる場合は、オンラインフォームを 2 回送信してください。（1 回目の申請では児童 A と児童 B を、2 回目の申請では児童 C の内容を入力してください。）
- ・ 申請終了後、登録したメールアドレスに送信完了メールが届きますので、必ずご確認ください。
- ・ 海外にお住まいの方はオンライン申請をご利用ください。なお、海外への通知等の送付や国際電話は行っておりません。国内にお住まいの連絡が可能な方の氏名・住所・電話番号を添えてお申込みください。

郵送で提出する場合

宛先：〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所 保育課 入園相談係

! 郵送に時間がかかり、締切日までに届かないケースが見受けられます。原則、オンライン申請をご利用ください。

- 郵送による申込みは、締切日必着です。申込締切日の17時15分までに保育課入園相談係に届いたもののみが有効となり、消印有効ではありません（1月、2月、4月1次申込みは、11月2日消印まで有効）。郵送遅延や宛先の誤り等で到着が確認できない場合、翌月の利用調整から対象になります。
- 普通郵便等は到着までに数日を要しますので、余裕をもってお申込みください。
- 郵送事故等による補償は行いません。ご不安な場合は追跡可能な郵送方法にてお申込みください。また、到着の有無について、練馬区から連絡は行いません。
- 申込書⑤「マイナンバー記入用紙」を郵送で提出する場合は、送達確認が可能な簡易書留を推奨します。
- 郵送申請で不足書類があった場合、保護者に電話で連絡します。原則各入園月の締切日までに提出してください。提出がない場合、利用調整の対象とならないもしくは不利になることがあります。

保育課窓口で提出する場合

所在地：練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所本庁舎10階 保育課 入園相談係

受付時間：8時30分～17時15分 / 土・日・祝休日・年末年始は除く

★ 書類提出の際は、本人確認が可能な書類をお持ちください。

各総合福祉事務所で提出する場合

- 3か所の総合福祉事務所に設置の回収ボックスへ投函してください。

場 所：光が丘総合福祉事務所 相談係（光が丘2-9-6 光が丘区民センター2階）
 石神井総合福祉事務所 相談係（石神井町3-30-26 石神井庁舎3階）
 大泉総合福祉事務所 相談係（東大泉1-29-1 大泉学園ゆめりあⅠ 4階）
 受付時間：8時30分～17時15分 土・日・祝休日・年末年始は除く

注 各総合福祉事務所では、相談や書類の確認は一切行っておりません。

入園（転園）申請をオンライン以外で行った場合でも、申請内容の変更や書類の追加提出はオンラインからできます。